令和七年三月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和二年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十九号

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）の施行に伴い、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十三条の二の二第二項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　積載の制限外許可等（第八条―第九条の二）	第二章　積載の制限外許可等（第八条―第九条）
第二章の二　自転車に関する基準（第九条の二の二―第九条の四）	第二章の二　自転車に関する基準（第九条の二―第九条の四）
第二章の三～第九章　［略］	第二章の三～第九章　［同上］
附則	附則
（作動状態記録装置による記録の保存）	［条を加える。］
第九条の二　法第六十三条の二の二第二項に規定する作動状態記録装置による記録は、当該作動状態記録装置において、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）別添百二十三「作動状態記録装置の技術基準」三．三．一．に規定する期間保存しなければならない。	
（普通自転車の大きさ等）	（普通自転車の大きさ等）
第九条の二の二　［略］	**第九条の二**　［同上］
（普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害）	（普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害）
第九条の二の三　［略］	**第九条の二の二**　［同上］
（普通自転車の型式認定）	（普通自転車の型式認定）
第三十九条の五　［略］	**第三十九条の五**　［同上］
2　前項の認定は、自転車の大きさ及び構造が第九条の二の二に定める基準に適合し、かつ、当該自転車に備えられた制動装置が第九条の三に定める基準に適合するものであるかどうかを判定することによつて行う。	2　前項の認定は、自転車の大きさ及び構造が第九条の二に定める基準に適合し、かつ、当該自転車に備えられた制動装置が第九条の三に定める基準に適合するものであるかどうかを判定することによつて行う。
3　［略］	3　［同上］
備考　表中［　］の記載は注記である。	

平成三十七年三月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

附　則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。